

港区役所における自動販売機設置に
係る名古屋市有地の一時貸付
一般競争入札(郵送入札方式)

入札案内書

申込受付期間：令和7年12月5日(金)～令和8年1月5日(月)
入札書提出期限：令和8年1月29日(木)～令和8年2月12日(木)
開札日：令和8年2月13日(金)午前10時

お申し込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

名古屋市

目次

◇ 入札のあらまし	P 1
◇ 入札説明書	P 3
第1 貸付物件	P 3
第2 参加者の資格	P 3
第3 自動販売機の設置条件	P 6
第4 申込・受付	P 7
第5 入札保証金	P 8
第6 入札方法等	P 8
第7 入札金額	P 9
第8 入札書	P 10
第9 入札の辞退	P 10
第10 開札	P 11
第11 契約の締結	P 12
第12 貸付料の納付	P 12
第13 契約保証金	P 12
第14 販売実績の報告	P 12
第15 参考	P 13
第16 問い合わせ先	P 13
◇ 公有財産一時使用契約書（ひな形）	P 14～23
◇ 仕様書	P 24～28
◇ 様式・記載例	P 29～

入札のあらまし

港区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付は、最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方に、名古屋市有地の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

なお、入札は参加資格審査を行ったうえで、郵送による期間入札を行います。

「入札のあらまし」は以下のとおりです。

入札案内書の配布 (この案内書)	令和 7年12月 5日(金) ~ 令和 8年 1月 5日(月) 入札案内書は https://www.city.nagoya.jp/minato/oshirase/1043483.html から書式をダウンロードしてください。
---------------------	---



申込・受付	令和 7年12月 5日(金) ~ 令和 8年 1月 5日(月)午後 5時00分 郵送(書留・簡易書留)による提出(期間内必着) 郵送先: 〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目12番20号 名古屋市港区役所企画経理課
-------	--



参加資格の 審査結果通知	令和 8年 1月29日(木)を目途に送付 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」といいます。)へ「入札参加書」等を郵送します。 なお、本市から内容の確認を行う場合があります。また、「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。
-----------------	---



郵送入札の実施	令和 8年 1月 29 日(木) ~ 令和 8年 2月 12 日(木) 午後 5 時 00 分 郵送(書留・簡易書留)による提出に限ります。(期間内必着) 郵送先: 〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目12番20号 名古屋市港区役所企画経理課 入札書(入札を委任する場合は委任状も)は名古屋市公式ウェブサイトから書式をダウンロードしてください。
---------	--

開札	<p>令和 8年 2月13日(金) 午前10時00分開始</p> <p>場所:名古屋市港区港明一丁目12番20号 名古屋市港区役所 3階 第四会議室</p> <p>入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。</p> <p>入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。</p>
----	--

契約の締結	<p>令和8年2月27日(金)</p> <p>当初の貸付期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、令和9年4月1日から4年を限度に1年を単位として更新できます(最大令和13年3月31日まで)。</p> <p>更新を含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、設置業者を決定する予定です。</p>
-------	--

契約保証金及び 貸付料の納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市公有財産規則第3条の3の規定により、契約保証金を免除することがあります。
-------------------	---

自動販売機の設置	原則として、設置工事等は、貸付期間内に行ってください。令和8年4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。
----------	---

※ 港区役所へお越しの際は、駐車場が混雑しますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

地下鉄:名港線「港区役所」下車 1番出口 北 100 メートル 徒歩 2 分

市バス:「港区役所」下車 徒歩 2 分

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

1 自動販売機を設置する施設及び設置場所等

物件番号	設置施設名称及び所在地	設置場所	設置台数	貸付面積	予定価格(最低貸付月額)	種類
港-1	港区役所 (名古屋市港区港明一丁目12番20号)	正面玄関前 (屋外)	1台 (切替)	2.00 m ² (幅2.0m×奥行1.0m)	1,600 円	清涼飲料水
	港区役所 (名古屋市港区港明一丁目12番20号)	東玄関前 (屋外)	1台 (切替)	2.00 m ² (幅2.0m×奥行1.0m)		
	港区役所南陽支所 (名古屋市港区春田野二丁目3703番地)	仮設庁舎 南東 (屋外)	1台 (切替)	2.00 m ² (幅2.0m×奥行1.0m)		
	港保健センター (名古屋市港区港栄二丁目2番1号)	正面玄関前 (屋外)	1台 (切替)	2.80 m ² (幅1.4m×奥行2.0m)		

- 2 入札は4台を一括で行います。
- 3 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 4 物件ごとに特記仕様がある場合があります。詳しくはそれぞれの物件別特記仕様書をご参照ください。
- 5 現地説明会は行いませんので、申込前に確認を行ってください。

第2 参加者の資格

1 次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する方
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する方
- (3) 次のア～キのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない方。ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付け15財用第5号)

- に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除きます。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - キ アからカまでのいずれかにより一般競争入札に参加できないこととされている方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (4) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除く。
- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている方
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている方
- (5) 入札公告の日(令和 7 年 12 月 5 日)から落札決定までの間に指名停止の期間がある
- (6) 入札公告の日(令和 7 年 12 月 5 日)から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号)に基づく排除措置を受けている方
- (7) 自らが管理及び運営する入札参加希望するものと同一種類の自動販売機を設置した実績を有しない方

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。(詳しくは「第 4 申込・受付」を参照ください。)。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には、一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年 1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人には非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体には法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、以後令和 9 年 4 月 1 日から 4 年を限度に 1 年を単位として更新できます(最大令和 13 年 3 月 31 日まで)。
- (2) 更新は 1 年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度 10 月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご了承ください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。市の施設から電気を供給する物件は、各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに名古屋市の指定する方法で全額納付してください。

5 設置機器の仕様

別紙仕様書をご参照ください。

6 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、名古屋市の指示に従うこと。
- (4) その他契約書及び仕様書の事項を遵守すること。

7 維持管理

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合

は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 名古屋市が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあつても一切名古屋市に請求することができません。

第4 申込・受付

受付期間	令和7年12月5日(金)～令和8年1月5日(月)午後5時00分 (期間内必着) ※書類の提出方法は、郵送(書留又は簡易書留)に限ります。
提出先	〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目12番20号 名古屋市港区役所企画経理課 (封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。入札案内書の25ページに記載例があります)
必要書類等	<p>(1) 法人・個人共通</p> <p>ア 入札参加申込書(巻末に書式があります。)</p> <p>※ 名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。入札参加申込書を印刷する際は、別紙誓約事項を入札参加申込書の裏面に印刷してください。</p> <p>イ 自らが管理・運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を証明するもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書又は契約書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。)</p> <p>※ 連名で入札に参加された場合は、連名者全員の実績が必要です。</p> <p>ウ 反信用封筒(長3号(12cm×23.5cm)封筒)</p> <p>※ 表面上に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分をえた料金の切手を貼ってください。</p> <p>(2) 法人の場合</p> <p>ア 現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書</p>

	<p>※ 発行後 3か月以内のもので、連名で入札に参加される場合は連名者全員のもの。</p> <p>イ 法人役員に関する調書(巻末に書式があります。)</p> <p>(3) 個人の場合</p> <p>住民票の写し(コピー不可)</p> <p>※ 発行後3か月以内のもので、個人番号が省略されたもの。連名で入札に参加される場合は連名者全員のもの。</p>
注意事項	<p>(1) 書類の提出方法は、郵送(書留又は簡易書留郵便)に限ります。</p> <p>(2) 期限までに到達しない申込、必要書類の添付されていない申込は無効となりますので、早めにご発送ください。</p> <p>(3) 提出された書類は一切お返しきれませんので、ご了承ください。</p>
参加資格の審査結果の通知	<p>(1) 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」といいます。)へ、令和 8年 1月 29日(木)を目途に次の書類を郵送します。</p> <p>ア 入札参加書</p> <p>イ 入札保証金納付書(入札保証金の納付が必要な場合のみ)</p> <p>(2) 「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。</p>

第5 入札保証金

- 1 入札保証金とは、入札するにあたって、あらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。入札保証金は、4,800円です。
- 2 入札参加申込者が自ら管理・運営する事業実績が分かる書類を提出するなど、貸付契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付が免除されます。
- 3 入札保証金の納付が必要な方には、納付書を送付しますので、納付期限までに金融機関窓口で納めてください。
- 4 入札保証金の納付後、金融機関窓口で領収書が渡されます。領収書は、入札保証金を還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。
- 5 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が貸付契約を締結しない場合は名古屋市に帰属します。
- 6 入札保証金には利子を付けません。

第6 入札方法等

入札方法	書留又は簡易書留郵便により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。
------	--

	※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	<p>入札参加書到着後～令和8年2月12日(木)午後5時00分必着</p> <p>※上記期間後に到着した入札は無効となります。</p> <p>※入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。</p>
郵送先	<p>〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目12番20号 名古屋市港区役所企画経理課 あて</p> <p>※外封筒(表面)に「入札書在中」と朱書きしてください。</p>
必要書類等	<p>(1) 入札書 ※巻末に書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、「第8 入札書」をご参照ください。必要事項を記入した入札書を1通郵送してください。</p> <p>(2) 入札参加書の写し</p> <p>(3) 入札保証金保管証書の写し(入札保証金を納付する場合のみ)</p> <p>(4) 委任状(代理人が入札する場合のみ) 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。巻末に書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。</p> <p>二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封をし、中封筒には入札者名、住所又は所在地、入札件名、物件番号及び開札日を記載してください。 入札書を封入した中封筒を、入札参加書の写し、入札保証金保管証書の写し(入札保証金を納付する場合のみ)及び委任状(代理人が入札する場合のみ)とともに、郵送用の外封筒に入れてください。 郵送用の外封筒の表面には入札件名、開札日、入札書在中の旨を朱書きするとともに、外封筒の裏面又は表面左下部に入札者名、住所又は所在地を記載してください。巻末に記載例があります。 書留又は簡易書留郵便での郵送によらない入札、二重封筒での送付によらない入札、中封筒に上記(1)イにある記載がない入札は、無効となりますのでご注意ください。</p>

第7 入札金額

入札金額は、希望する貸付料(月額)の110分の100に相当する金額を記載してください。
最低貸付価格(月額1,600円)以上で最も高い価格(月額)で入札された方が落札者となります。

第8 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します。巻末に書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1 物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいづれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない方のした入札
 - (3) 最低貸付価格(月額)に達しない金額を記載した入札
 - (4) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (5) 記入事項を判読できない入札
 - (6) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (7) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもつてした 2 通以上の入札(代理人によるものも含む。)
 - (9) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (10) 入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札
 - (11) 入札保証金を納付する場合で、納めた入札保証金が定めた額に満たない入札
 - (12) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (13) 書留又は簡易書留による郵送以外の方法でされた入札
 - (14) 入札期間及び郵送先に到達しなかった入札
 - (15) 二重封筒により郵送されなかつた入札
 - (16) 中封筒に入札者、入札件名及び開札日の記載がない入札
 - (17) 入札期間内に必要書類がそろわなかつた入札
 - (18) その他入札の条件に違反した入札

第9 入札の辞退

- 1 入札申込後、開札日前日(令和 8 年 2 月 12 日(木))までは入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退する場合は、入札辞退届を名古屋市港区役所企画経理課に提出してください。
- 3 入札辞退届は巻末に書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 4 入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定

後の辞退については、今後実施される自動販売機設置に伴う名古屋市有地等の貸付入札に参加できない場合があります。

受付期間・時間	令和 8 年 1 月 29 日(木) ~ 令和 8 年 2 月 12 日(木) 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで (土曜日、日曜日、祝休日をのぞく) ※郵送による入札辞退も可能です(受付期間内必着)
提出先	名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号 名古屋市港区役所 3 階 企画経理課 電話番号 : 052-654-9673
必要書類等	入札辞退届

第10 開札

開札日時	令和 8 年 2 月 13 日(金) 午前 10 時 00 分開始
開札会場	名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号 名古屋市港区役所 3 階 第四会議室
注意事項	(1) 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びの代理人以外の方は入場できません。 (2) 開札会場へ入場する際には、入札参加書が必要です。 (3) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いします。 (4) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額 1,600 円)以上で、なおかつ最高価格の入札をした方を落札者とし、開札の結果はただちに開札会場で発表します。 (5) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。 これら入札結果等の公表に同意いただけない方は、入札に参加申し込みをすることができません。 (6) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
くじの実施	(1) 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、開札終了後、当該入札者にくじを引いていただき落札候補者を決定します。 (2) 当該入札者が開札会場に来場されない場合又は当該入札者がくじを引かない場合は、この入札事務を担当しない職員が代行します。 くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入

	し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。
--	-----------------------------

第11 契約の締結

- 1 落札者には、名古屋市港区役所企画経理課から公有財産貸付決定通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約締結期限は令和8年2月27日(金)です。それまでに貸付契約をしないときは落札者の資格を取り消します。この場合、納付された入札保証金は還付いたしません。また今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に添付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。
- 5 本件契約は、電子契約又は紙による契約を選択できます。電子契約の場合は、当事者が合意の後、電子署名がされた電磁的記録を各自保管します。紙による契約の場合は、契約書は2通作成し、各自1通ずつを保管します。

第12 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第13 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
ただし、名古屋市公有財産規則第3条の3の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額(落札金額)の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、貸付土地の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金の納付は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第14 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数及び月別販売金額について、自動販売機ごとに「販売実績報告書」により、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。巻末に書式があ

ります。

第15 参考

設置場所	販売数量	販売金額	特記仕様
港区役所 正面玄関前	8,451 本	1,129,460 円	ユニバーサルデザイン 赤い羽根募金
港区役所 東玄関前	8,482 本	1,180,980 円	ユニバーサルデザイン 赤い羽根募金
港区役所南陽支所 北側道路沿い	3,255 本	467,230 円	ユニバーサルデザイン 赤い羽根募金
港保健センター 正面玄関前	987 本	135,710 円	ユニバーサルデザイン 赤い羽根募金

※上記の販売数量等は、あくまでも参考であり、本市が今後の自動販売機の売上や稼働率を保証するものではありません。

※期間(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

第16 問い合わせ先

担当課	名古屋市港区役所 企画経理課 FAX 052-651-6179 メールアドレス a6549673@minato.city.nagoya.lg.jp
問い合わせ方法	質問書(様式は自由)を上記の担当課へ、ファックス又は電子メールにて提出してください。 ただし、件名には「港区自動販売機質問」の文言を必ず入れてください。 また、質問事項の他、質問者の部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスも記載してください。
受付期間	令和 7 年 12 月 5 日(金)～令和 7 年 12 月 12 日(金) 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで (土曜日、日曜日、祝休日を除く)
問い合わせ回答	質問書に対する回答については、令和 7 年 12 月 19 日(金)までに質問者あてにファックス又は電子メールにて回答するとともに、名古屋市公式ウェブサイトへ掲載します。仕様書に補足等が掲載されることもありますので、入札前に必ずご確認ください。

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

公有財産一時使用契約書(ひな形)

貸付人名古屋市(以下「貸付人」という。)と借受人_____ (以下「借受人」という。)とは、次の条項により公有財産の一時使用契約(借地借家法(平成3年法律第90号) 第25条に定める一時使用、以下「本件契約」という。)を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(一時使用物件)

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
名古屋市港区港明 一丁目 12 番 20 号	港区役所	正面玄関前 (屋外)	2.00 m ² (幅 2.00m × 奥行 1.00m)	1 台
名古屋市港区港明 一丁目 12 番 20 号	港区役所	東玄関前 (屋外)	2.00 m ² (幅 2.00m × 奥行 1.00m)	1 台
名古屋市港区春田野 二丁目 3703 番地	港区役所南陽 支所仮設庁舎	仮設庁舎南東 (屋外)	2.00 m ² (幅 2.00m × 奥行 1.00m)	1 台
名古屋市港区港栄 二丁目 2 番 1 号	港保健センター	正面玄関前 (屋外)	2.80 m ² (幅 1.40m × 奥行 2.00m)	1 台

(指定用途)

第3条 借受人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

3 借受人は、一時使用物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

(一時使用期間及び更新)

第4条 一時使用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 借受人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年を限度(最大令和13年3月31日まで)に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める借受人の申請は、各年10月末日までに貸付人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

(貸付料)

第5条 貸付料は、年額 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）
(月額 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）とする。

2 借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年 度	期 間	支 払 時 期
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年 度	期 間	支 払 時 期
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日

3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に消費電力を計る子メーターを設置するものとする。
2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、借受人に納入通知書を送付するものとする。
3 借受人は、前項の納入通知書に定める日までに貸付人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 借受人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則(昭和39年規則第17号)第33条第1項に定める率により算定した延滞金を貸付人に支払わなければならない。
2 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

(充当の順序)

第8条 借受人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

※ 第9条について、契約保証金を免除した場合は、削除し以下条数を繰り上げます

(契約保証金)

第9条 借受人は、貸付人に対して契約保証金として金 円(貸付月額6か月分)を、貸付人が発行す

る保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。

- 2 前項に定める契約保証金については、第24条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。
- 6 貸付人は、本件契約が終了し、借受人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。
- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第10条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。

- (1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 一時使用物件が滅失し、又は損傷したとき。

(契約不適合責任)

第11条 借受人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと(以下、「契約不適合」という。)を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(原状の変更)

第12条 借受人は、一時使用物件について原状を変更しようとする場合には、事前に変更する理由及びその内容等を書面によって貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づく貸付人の承認は、書面によるものとする。

(指定期日)

第13条 借受人は、一時使用物件を、貸付人が定める日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

- 2 借受人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 借受人は、貸付人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第15条 借受人は善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の定めにより支出する費用については、すべて借受人の負担とし、貸付人に対してその償還等の請求をすることができない。
- 3 借受人は、騒音、悪臭又は土壤汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 借受人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第16条 貸付人は、一時使用物件について隨時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

- 2 借受人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を貸付人へ提出しなければならない。

(財務調査等)

第17条 貸付人は、貸付期間中いつでも、借受人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

- 2 借受人が第5条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、貸付人は借受人に対し、借受人に関する資産状況の調査を求めることができる。
- 3 借受人は前2項に定める貸付人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。
- 4 貸付人は、第1項及び第2項により知りえた情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。
- 5 第2項の場合において、借受人は、貸付人が、本契約と同種の契約を借受人ととの間で締結している国又は地方公共団体と、借受人の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

(違約金)

第18条 借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金_____円(貸付料60か月分総額の100分の30に相当する額(円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。))。
- (2) 第3条第3項の定めに違反したときは、金_____円(貸付料総額の100分の30に相当する額。)
- (3) 第13条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金_____円(貸付料60か月分総額の100分の30に相当する額。)

額の100分の10に相当する額。)

(4) 第14条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金_____円(貸付料60か月分総額の100分の30に相当する額。)

(5) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円(貸付料60か月分総額の100分の10に相当する額。)

2 前項に定める違約金は、第24条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第19条 貸付人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 借受人が、第3条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 借受人が、第3条第3項の定めに違反したとき。
- (4) 借受人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (5) 借受人が、第13条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (6) 借受人が、第14条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (7) 借受人が、第15条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (8) 借受人が、第15条第3項の定めに違反したとき。
- (9) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(解約の申し入れ)

第20条 借受人は、第4条に定める貸付期間中に、貸付人に対して本件契約の解約を申し入れができる。この場合、本件契約は、借受人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料(1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。)について、貸付人はこれを借受人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとし、この場合既納の賃貸料について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

2 借受人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分(前項ただし書きの場合においては当該存続期間分)に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

(契約の失効)

第21条 天災地変その他貸付人及び借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって、一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、貸付人及び借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第22条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合には、借受人は自己の費用をもって工作物その他借受人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、一時使用物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 借受人は、前項の定めにより一時使用物件を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第23条 本件契約が、第19条の定めにより一時使用期間の中途で解約された場合において、その原因が同条第1号及び第21条第1項によるとき又はその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

(損害賠償)

第24条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第25条 借受人は、貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第26条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第27条 本件契約に関して疑義があるときは、貸付人と借受人で協議のうえ、これを決定する。

(裁判管轄)

第28条 貸付人と借受人間で権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。ただし、本契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

借受人

印

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権)

第1条 名古屋市は、事業者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 事業者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、事業者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じない行為として、事業者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。

(2) 前条第1項第2号のうち、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、事業者が共同企業体であり、既に解散しているときは、名古屋市は、事業者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、事業者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合

は、名古屋市は、事業者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

(名古屋市の解除権)

第1条 名古屋市は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

共通仕様書(清涼飲料水)

名古屋市を甲とし、公有財産借受人(自動販売機設置事業者)を乙とする。

1. 自動販売機設置のための市有地の貸付期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、当初の条件を変更しないことを前提に、令和9年4月1日から4年を限度に、1年を単位として契約の更新ができるものとする(最大令和13年3月31日まで)。

2. 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

(1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、1台当たりの重量は約600kg以下とする。

(2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。

(3) 機種は災害時支援型ベンダーとし、飲料の確保に重大な支障をもたらす程度の災害時に自動販売機庫内の飲料を無償で開放すること。

ア 災害発生時に、甲が飲料の提供を必要と判断した場合には、乙が設置する当該自動販売機庫内の全ての飲料を災害被害者に対して無償で提供すること。

なお、災害発生時には非常用電源を使用し対応すること。

イ 開放する飲料数について、自動販売機庫内のものに加えて、乙は甲との協議のうえで必要に応じた数を隨時自動販売機庫内に無償で追加すること。なお、追加数の上限は、1台あたり年間3,000本とする。

ウ 乙は追加の要請があった場合は、速やかに輸送体制を整えること。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

エ 甲は、追加の要請を行うときは、提供要請書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合等では、口頭、電話等により要請できることとし、後日速やかに提供要請書を提出する。

オ 自動販売機庫内に追加する飲料の種類について、乙は甲との協議のうえで決定し追加すること。

(4) 上記(3)の無償解放時には、解放手段として手動の鍵等を用意すること。

(5) 災害時にも自動販売機が稼働できるように、非常用電源として2日間程度稼働するバッテリーを備え付けていること。

(6) 当該自動販売機が災害支援型自動販売機であることを表示すること。また、無償解放時には無償開放していることがわかる表示をすること。

(7) ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

(8) 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

- (9) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーによる決済が可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応に係る諸費用等については、すべて乙の負担とする。
- (10) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、乙の負担とする。
- (11) 自動販売機の設置にあたっては、地震対策を施すこと。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (12) 電気料金を計測するための子メーターを、乙の負担により設置すること。
- (13) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (14) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の乙の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (15) 乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任で原状復旧を行い、甲の確認を受けること。
- (16) 設置は甲と協議のうえ、令和 8 年 4 月 1 日以降に行なうものとする。なお、営業開始が令和 8 年 4 月 1 日以降となった場合においても、乙は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。

3. 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒・タバコの販売を行わないこと。ただし、複合機の場合はパン、菓子、栄養補助食品及びこれらに類する食品を含むことができるものとする。なお、販売品目は原則、食品衛生法上の届出のいらないものとする。
- (2) 販売品目については、缶、瓶、紙パック、ペットボトルなどの密閉式の容器とする。なお、商品の具体的な構成については甲との協議によること。
- (3) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (4) 上記の販売品目のほかに子育て支援用品、生理用品及びこれらに類するものの販売も可能とする。

4. 維持管理責任

- (1) 甲は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、乙の責任により維持管理するものとする。
- (2) 乙は商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 自動販売機の設置及び撤去に係る工事費用については、乙の負担とする。また、甲が業務変更及び庁舎移転等により移設を求めたときは、甲が指定する範囲内での設置場所の変更に対応することとし、移設にかかる経費は乙が負担すること。
- (4) 光熱水費については乙の負担とし、甲が指定する期限までに全額納入すること。なお、電気料金については、乙が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に甲の

電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (5) 乙は、自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (6) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (7) 乙は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (8) 乙は、設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (9) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (10) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (11) 乙は、機種の交換を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、その承諾を受けなければならない。
- (12) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

5. その他

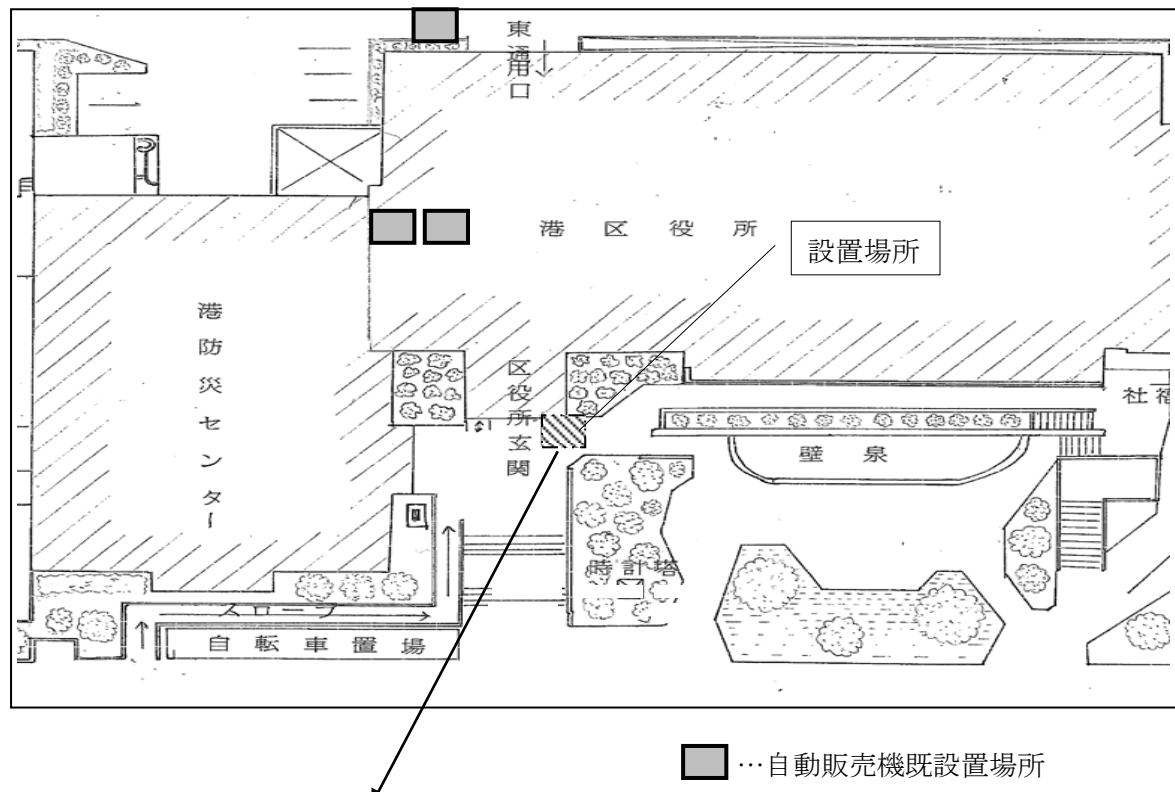
- (1) 乙は甲に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 乙は当該自動販売機の毎月の売上金額の2%以上を、社会福祉法人愛知県共同募金会へ借受人名義で募金すること。また自動販売機には、募金に協力している自動販売機であることを明示すること。また、当該明示をするにあたっては、乙は事前にレイアウト等が分かれる資料を甲へ提出すること。
- (3) 乙は、甲に設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、甲が別に定める様式により報告すること。
- (4) この仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲と乙で協議のうえ定めるものとする。
- (5) 本仕様書に関しては、別添の「妨害又は不当要求に対する届出義務」の適用があるものとする。

物件別特記仕様書(物件番号:港-1)

1 自動販売機の設置場所及び台数

設置施設名称及び所在地	設置場所	設置台数	貸付面積	種類
港区役所 (名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号)	正面玄関前(屋外)	1 台 (切替)	2.00 m ² (幅 2.0m × 奥行 1.0m)	清涼飲料水

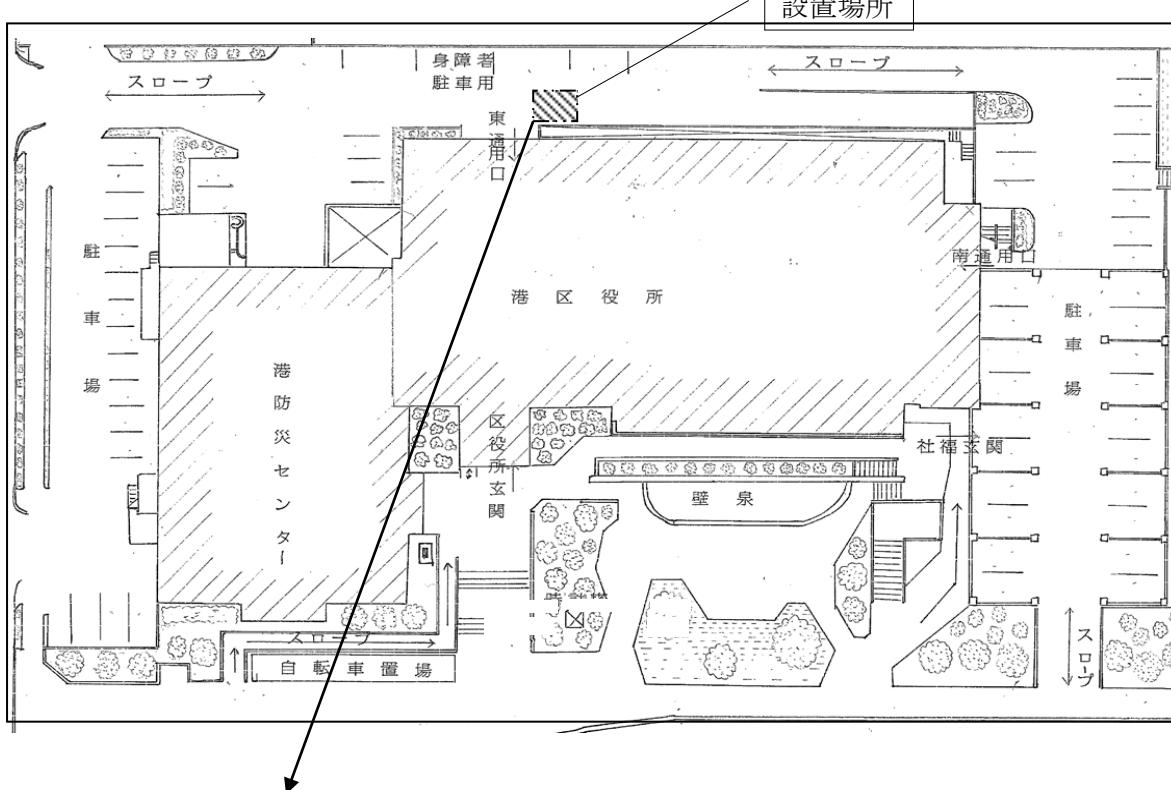
〈設置場所詳細図〉



■ …自動販売機既設置場所

設置施設名称及び所在地	設置場所	設置台数	貸付面積	種類
港区役所 (名古屋市港区港明一丁目 12番20号)	東玄関前(屋外)	1台 (切替)	2.00 m ² (幅2.0m×奥行1.0m)	清涼飲料水

〈設置場所詳細図〉



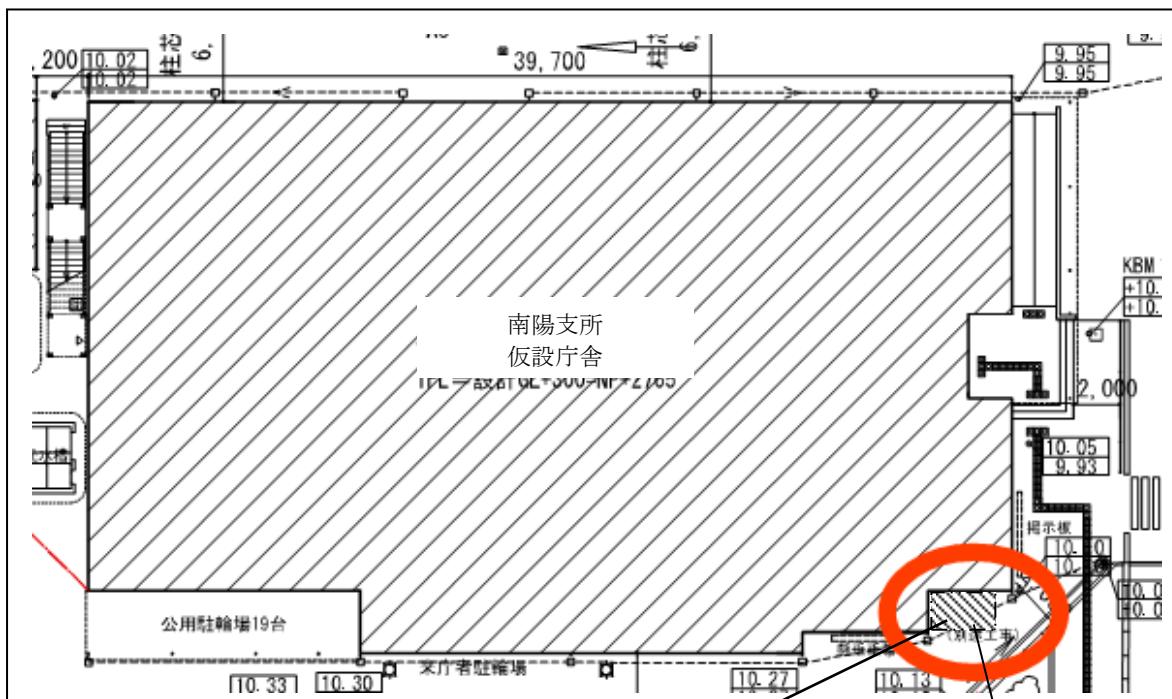
〈施設担当課〉

港区役所総務課庶務担当

電話 052-654-9615 (担当 伊原)

設置施設名称及び所在地	設置場所	設置台数	貸付面積	種類
港区役所南陽支所 仮設庁舎 (名古屋市港区春田野 二丁目 3703 番地)	仮設庁舎南東 (屋外)	1 台 (切替)	2.00 m ² (幅 2.0m × 奥行 1.0m)	清涼飲料水

〈設置場所詳細図〉



設置場所

〈特記事項〉

令和 10 年度に新庁舎へ移転予定あり。

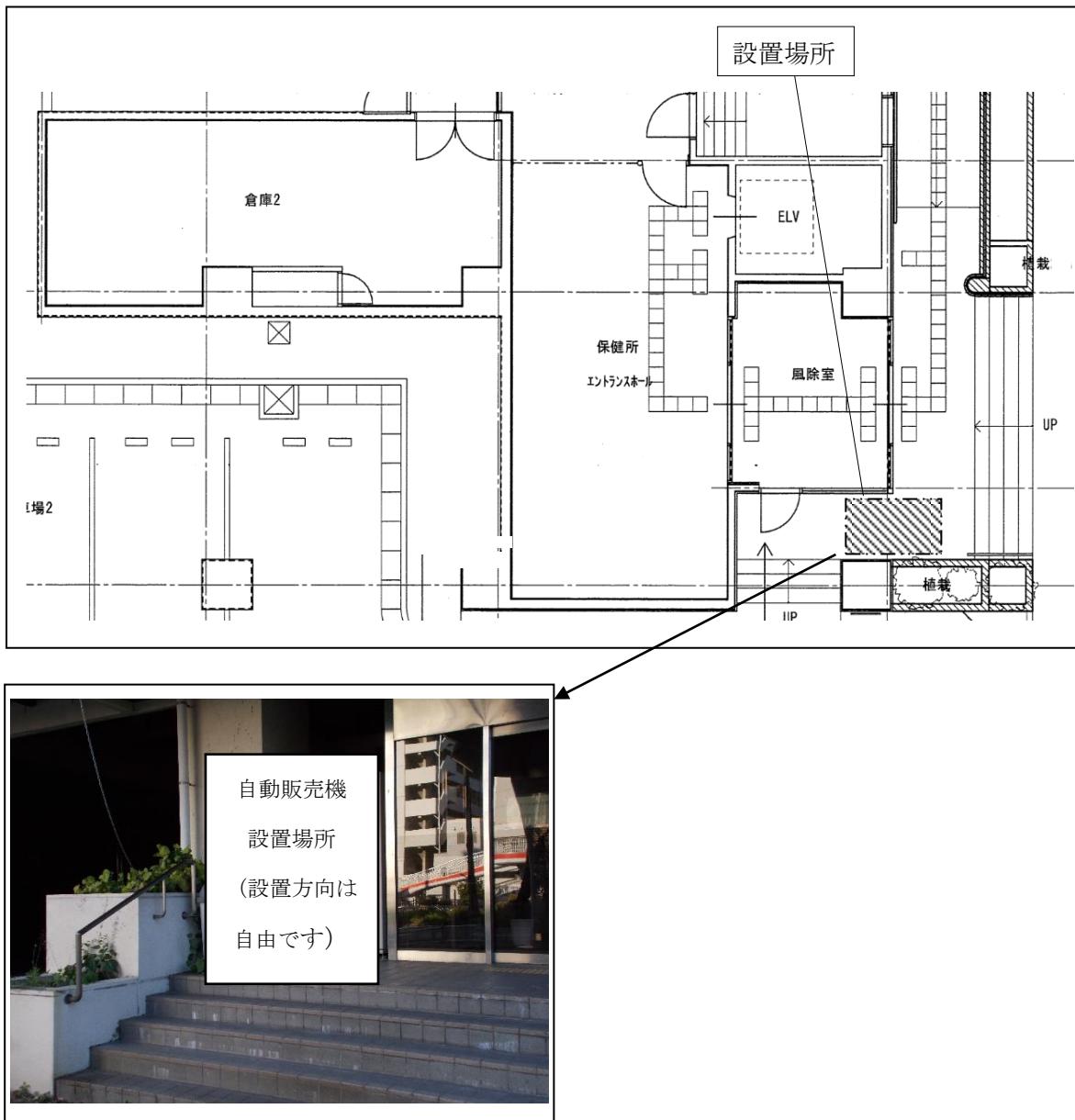
〈施設担当課〉

港区役所南陽支所区民生活課庶務担当

電話 052-304-8995 (担当 大塚)

設置施設名称及び所在地	設置場所	設置台数	貸付面積	種類
港保健センター (名古屋市港区港栄二丁目 2番1号)	正面玄関前 (屋外)	1台 (切替)	2.80 m ² (幅1.4m×奥行2.0m)	清涼飲料水

〈設置場所詳細図〉



〈特記事項〉

貸付面積内に収まる限り、自動販売機を設置する方向は問わない。

〈施設担当課〉

港保健センター健康安全課企画管理担当

電話 052-651-6474 (担当 川上)

2 契約担当課

港区役所企画経理課

電話 052-654-9673 (担当 後藤)

3 現地確認可能時間

平日の 9 時～12 時、13 時～17 時(契約担当課担当へ事前にご連絡のうえ、お越しいただく
ようお願いします。)

妨害又は不当要求に対する届出義務

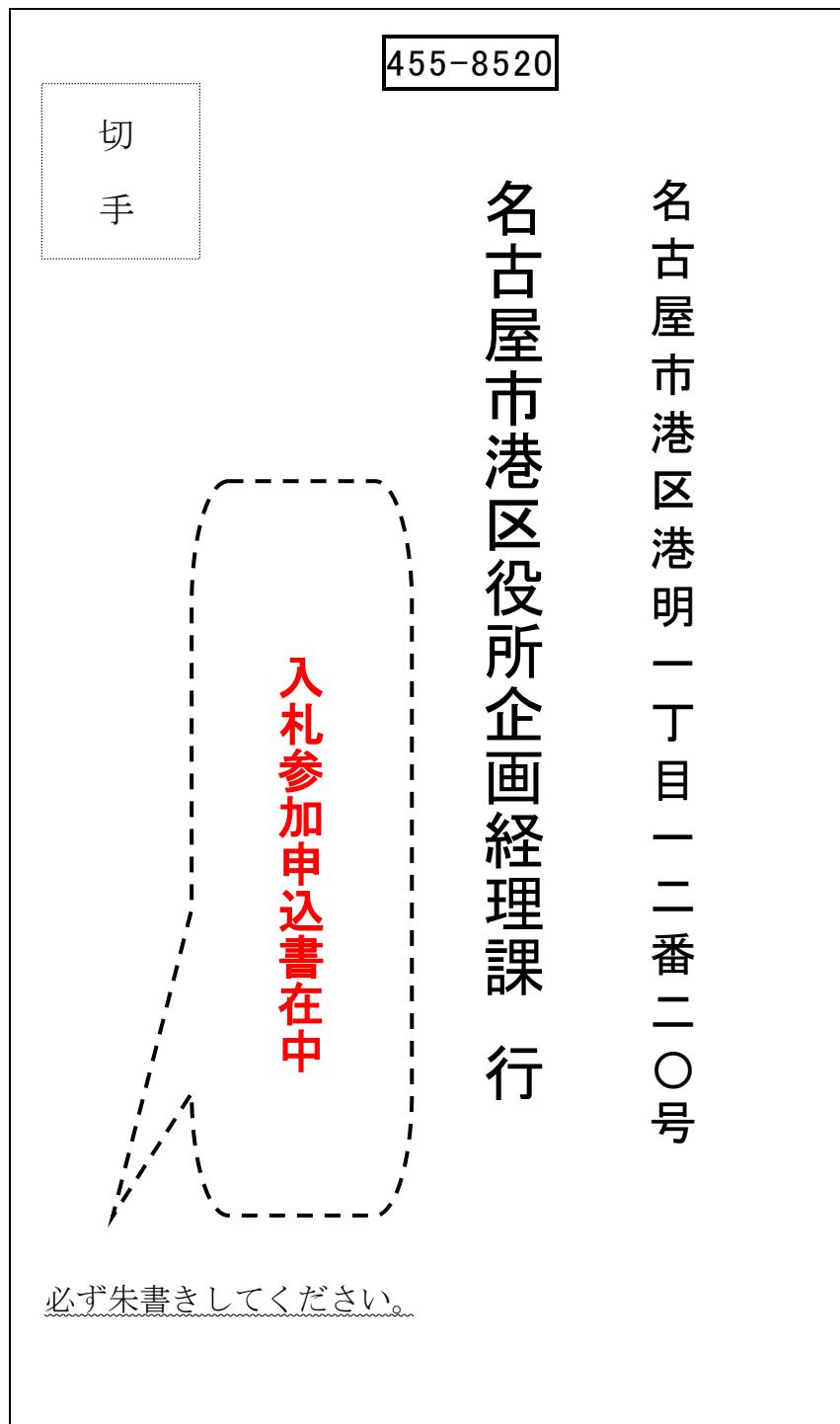
- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

様式・記載例

〔記載例〕

入札参加申込書の郵送

(表面)



※書留又は簡易書留により郵送してください。

※受付期間内に必着するように郵送してください。

入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所
(フリガナ)
氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
港-1	清涼飲料水	港区役所	正面玄関前（屋外）
			東玄関前（屋外）
		港区役所南陽支所 仮設庁舎	仮設庁舎南東（屋外）
			正面玄関前（屋外）

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名

上記以外の

備 考

- ① この申込書は、令和7年12月5日（金）から令和8年1月5日（月）午後5時00分までの間に、必要書類を添付して、名古屋市港区役所企画経理課まで郵送（書留又は簡易書留）により送付してください（期限内必着）。
 - ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
 - ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
 - ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。
 - ⑤ 誓約事項（別紙）を裏面に印刷してください。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 入札公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかつた者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記載例

入札参加申込書

本書提出日を記載

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

(申込者) 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
ナゴヤ タロウ
氏名 (フリガナ)
名古屋 太郎

法人の場合

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 株式会社
ナゴヤ イチロウ
代表取締役 名古屋 一郎

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
港-1	清涼飲料水	港区役所	正面玄関前（屋外）
			東玄関前（屋外）
		港区役所南陽支所 仮設庁舎	仮設庁舎南東（屋外）
		港保健センター	正面玄関前（屋外）

2 入札参加書送付先

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋株式会社 営業部 甲野 乙郎 電話 000-123-4567

上記以外の電話 090-1234-5678

備考

- この申込書は、令和7年12月5日(金)から令和8年1月5日(月)午後5時00分までの間に、必要書類を添付して、名古屋市港区役所企画経理課まで郵送(書留又は簡易書留)により送付してください(期限内必着)。
- 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。
- 誓約事項(別紙)を裏面に印刷してください。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 入札公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかつた者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

法人役員に関する調書

商号又は名称		名古屋株式会社		
所在地		名古屋市中区三の丸三丁目1番1号		
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	M・T・(S)・H 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	M・T・(S)・H 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	M・T・(S)・H 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目 1番 36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	M・T・(S)・H 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目 2番 2号
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

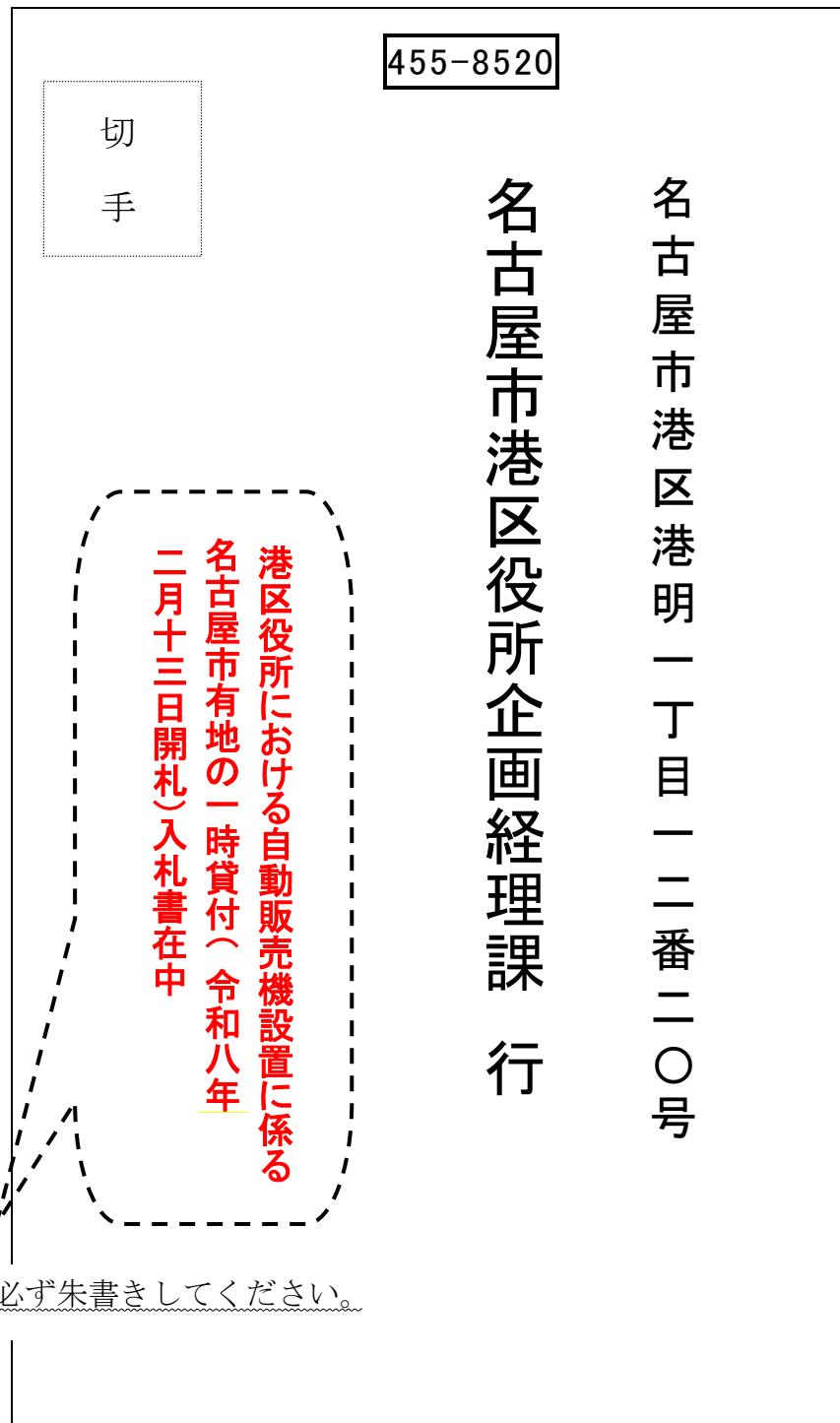
↑
代表役員については、
法人登記簿に記載さ
れている住所地を記
載し、その他の役員に
ついては、現住所を記
載する。

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

入札書の郵送 外封筒

(表面)



※書留又は簡易書留による郵送以外は無効となります。
※裏面又は表面左下部に入札者名を記載してください。

(記載例)

入札書を封入する中封筒

(表面)

(開札日)	(物件番号)	(入札件名)	(入札者名)
令和八年二月十三日	港1	港区役所における自動販売機設置に係る 名古屋市有地の一時貸付	名古屋株式会社

※横書きによる記入でも構いません。

入札書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

住 所

(フリガナ)
氏名

自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称			設置場所				
港-1	港区役所			正面玄関前（屋外）				
	港区役所			東玄関前（屋外）				
	港区役所南陽支所仮設庁舎			仮設庁舎南東（屋外）				
	港保健センター			正面玄関前（屋外）				
金額（貸付月額）	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に￥を必ず記入してください。

入札書

記載例

本書提出日を記載

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

個人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 太郎

住所
(フリガナ)
氏名

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋株式会社

代表取締役 名古屋 一郎

代理人が入札する場合

名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
愛知 次郎

自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称			設置場所				
港-1	港区役所			正面玄関前（屋外）				
	港区役所			東玄関前（屋外）				
	港区役所南陽支所仮設庁舎			仮設庁舎南東（屋外）				
	港保健センター			正面玄関前（屋外）				
金額（貸付月額）		千	百	拾	万	千	百	拾 円
				¥	2	0	0	0

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

委任状

私は都合により (受任者) を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

令和6年12月10日公告の自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入・押印、入札書の提出、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	港-1
----------	-----

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名)

(あて先) 名 古 屋 市 長

記載例

委任状

私は都合により **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 愛知 次郎** を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

令和7年12月5日公告の自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入・押印、入札書の提出、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	港-1
----------	-----

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

本書提出日を記載

委任者 (所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

(商号又は名称) **名古屋 株式会社**

(代表者 役職・氏名) **代表取締役 名古屋 一郎**

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所) **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号**

(氏 名) **愛知 次郎**

(あて先) **名古屋市長**

販 売 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

(あて先)

名 古 屋 市 長

令和 年 度

契 約 者	会 社 名						
	役職・氏名						
	連 絡 先	担 当 者					
		電 話 番 号					
物 件 番 号	港-1	施 設 名 称					
種 類	清涼飲料水	設 置 場 所					
所 在 地 番					設置台数	台	
契 約 日	令和 年 月 日						
契 約 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	
4月		円		10月		円	
5月		円		11月		円	
6月		円		12月		円	
7月		円		1月		円	
8月		円		2月		円	
9月		円		3月		円	
上半期 計		円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市港区役所企画経理課

所在地：名古屋市港区港明一丁目12番20号

電話：052-654-9673 FAX：052-651-6179

E-mail：a6549673@minato.city.nagoya.lg.jp

販売実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長

令和8年度

契約者	会社名	名古屋株式会社						
	役職・氏名	代表取締役 名古屋一郎						
	連絡先	担当者	営業課 甲野乙郎					
		電話番号	000-123-4567					
物件番号	港-1	施設名称	名古屋市港区役所					
種類	清涼飲料水	設置場所	正面玄関前(屋外)					
所在地番	名古屋市港区港明一丁目 12番 20号			設置台数	1台			
契約日	令和7年2月27日							
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日							
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)		
4月	〇〇本	△△円		10月		円		
5月	〇〇本	△△円		11月		円		
6月	〇〇本	△△円		12月		円		
7月	〇〇本	△△円		1月		円		
8月	〇〇本	△△円		2月		円		
9月	〇〇本	△△円		3月		円		
上半期 計	××本	□□円		下半期 計		円		
年度 合計		円		(特記仕様等)				

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市港区役所企画経理課

所在地：名古屋市港区港明一丁目 12番 20号

電話：052-654-9673 FAX：052-651-6179

E-mail：a6549673@minato.city.nagoya.lg.jp

入札辞退届

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長

(入札申込者) 住 所

(フリガナ)
氏名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

港区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札（令和7年2月14日開札）において、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

物件番号	施設名称	設置場所
港-1	港区役所	正面玄関前（屋外）
		東玄関前（屋外）
	港区役所南陽支所 仮設庁舎	仮設庁舎南東（屋外）
	港保健センター	正面玄関前（屋外）

記載例

入札辞退届

本書提出日を記載

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長

個人の場合

(入札申込者) 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
ナゴヤ タロウ
(フリガナ)
氏 名 名古屋 太郎

法人の場合

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 株式会社
(フリガナ)
氏 名 ナゴヤ イチロウ
代表取締役 名古屋 一郎

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

港区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札（令和7年2月14日開札）において、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

物件番号	施設名称	設置場所
港-1	港区役所	正面玄関前（屋外）
		東玄関前（屋外）
	港区役所南陽支所 仮設庁舎	仮設庁舎南東（屋外）
	港保健センター	正面玄関前（屋外）